

地域防災計画※(素案)について

(※長野市地域防災計画及び長野市水防計画)

新旧対照表

(地域防災計画の主な変更点)

令和4年10月25日

長野市防災会議

1-1 女性の視点を取り入れた災害対策の推進

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】

No.	新	旧	備考欄
1-1	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>第2 重点項目</p> <p>住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模災害の教訓や、近年の気象状況及び社会構造の変化を踏まえ、<u>次の</u>重点項目を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 男女共同参画の視点を反映させた対策の推進</p> <p><u>災害対策においては、性別、世代等を越えた様々なニーズに対応する必要がある。特に、女性は防災・復興の主体的な担い手であるため、自主防災活動、避難所運営等の意思決定の場への参画等を進める等、女性の視点を取り入れた防災体制及び環境を充実させる。</u></p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災活動、避難所運営体制への女性の参画 ○世代、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営 </div>	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>第2 重点項目</p> <p>住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災<u>など</u>の大規模災害の教訓や、近年の気象状況及び社会構造の変化を踏まえ<u>以下の</u>重点項目を定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>震-5 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正</p>

1-2 専門チームの設置

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧	備考欄														
1-2	<p>第2節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 災害対策本部の運営 (略)</p> <p>4 専門チームの編成 <u>本部長は、災害対策を円滑かつ的確に実施するため、関係する部局（班）で横断的に専門チームを編成し、情報の共有、方針の決定、調整等のオペレーションを協力して実施する。</u> <u>専門チームの構成員は、関係する班から1名以上の要員を動員する。</u> <u>なお、専門チームの種類、構成及び設置は、本部長が指示する。</u></p>	<p>第2節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 災害対策本部の運営 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>震-93 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>														
	<p>第5 災害対策の適用範囲 (略)</p> <p>3 専門チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>専門チームの種類及び設置は、必要に応じて本部長が決定し指示する。</u> ・<u>専門チーム長は、チーム構成員を代表してサブリーダー（各班長）の中から1名を選出し、必要に応じて災害対策本部に出席する。（専門チーム長が決まらない場合は、本部長又は副本部長が指名する）</u> ・<u>構成員は、指定の班を代表して1名以上を動員し構成する。さらに、必要に応じて国・県・防災関係機関等も構成員に含む。</u> ・<u>チーム構成員は、必要に応じてチーム会議を開催、チーム内相互の連絡・調整により、業務に関する諸問題を解決し、実行する。</u> ・<u>専門チームでの対応が困難なものは、災害対策本部会議で協議する。</u> <p><u>※専門チームの例示は以下のとおりだが、必要に応じてその他各班を構成員に含める。さらに、支援体制を整えるため、災害の状況に応じて新たに専門チームを構成し、設置を行う。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>主たる担当班</th> <th>構成員</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所開設チーム</u></td> <td>教育部総務班</td> <td>○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学びの班、文化財班</td> <td><u>避難所開設マニュアルのとおり</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難所運営チーム</u></td> <td>教育部総務班</td> <td>○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 <u>※関係する各班や関係団体が柔軟に参画できるものとする。</u> <u>※避難所運営に従事する市職員（運営職員）は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。</u></td> <td><u>避難所運営マニュアルのとおり</u></td> </tr> <tr> <td><u>物的支援チーム</u></td> <td>保健福祉部介護保険班</td> <td>○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班</td> <td><u>長野市受援計画に基づく物的支援に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	チーム名		主たる担当班	構成員	主な業務	<u>避難所開設チーム</u>	教育部総務班	○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学びの班、文化財班	<u>避難所開設マニュアルのとおり</u>	<u>避難所運営チーム</u>	教育部総務班	○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 <u>※関係する各班や関係団体が柔軟に参画できるものとする。</u> <u>※避難所運営に従事する市職員（運営職員）は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。</u>	<u>避難所運営マニュアルのとおり</u>	<u>物的支援チーム</u>	保健福祉部介護保険班	○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班
チーム名	主たる担当班	構成員	主な業務														
<u>避難所開設チーム</u>	教育部総務班	○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学びの班、文化財班	<u>避難所開設マニュアルのとおり</u>														
<u>避難所運営チーム</u>	教育部総務班	○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 <u>※関係する各班や関係団体が柔軟に参画できるものとする。</u> <u>※避難所運営に従事する市職員（運営職員）は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。</u>	<u>避難所運営マニュアルのとおり</u>														
<u>物的支援チーム</u>	保健福祉部介護保険班	○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班	<u>長野市受援計画に基づく物的支援に関すること</u>														

No.	新		旧	備考欄												
		<p>○保健福祉部：生活支援班、介護保険班</p>	<p>・物資のニーズ把握 ・物資の確保（県、協定事業者） ・支援自治体・団体等との調整 ・支援物資の受入れ、整理及び配送（物流事業者との調整）等</p>													
	<p>人的支援チーム</p>	<p>企画政策部企画班 ○総務部：本部班、職員班 ○企画政策部：秘書班、企画班 ※このほか、各班に受援調整の窓口担当者を配置する。</p>	<p>長野市受援計画に基づく人的支援に関すること（主な業務は人的支援運営マニュアルのとおり）</p>													
<p>検証報告書では、以下の専門チームが必要であると示されている。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1255 614 1260">(仮) チーム名</th> <th data-bbox="614 1255 1400 1260">想定される業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1260 614 1308"> <p>食事支援チーム</p> </td> <td data-bbox="614 1260 1400 1308"> <ul style="list-style-type: none"> ・食料の確保（協定事業者含む） ・弁当や炊き出し等の献立作成による避難者の栄養管理 ・食物アレルギー等の相談窓口 ・炊き出し等への対応 など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1308 614 1356"> <p>避難行動要支援者支援チーム</p> </td> <td data-bbox="614 1308 1400 1356"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携による支援体制の構築 ・要配慮者の避難所生活の支援に関するマニュアルづくり ・福祉避難所での支援等に関すること など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1356 614 1404"> <p>避難所以外の避難者支援チーム</p> </td> <td data-bbox="614 1356 1400 1404"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所以外の避難者の把握及び情報提供 ・避難所以外の避難者への物資の配布等の仕組みづくり ・避難者への訪問調査に関すること など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1404 614 1453"> <p>堆積土砂撤去チーム</p> </td> <td data-bbox="614 1404 1400 1453"> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂撤去の優先箇所の検討及び除去の実施 ・（県、協定締結団体等）外部機関との調整 ・報告書作成等の連携、協力 など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1453 614 1501"> <p>災害相談窓口チーム</p> </td> <td data-bbox="614 1453 1400 1501"> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の運営方式の検討 ・窓口の設置 ・相談窓口の運営 など </td> </tr> </tbody> </table>					(仮) チーム名	想定される業務	<p>食事支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の確保（協定事業者含む） ・弁当や炊き出し等の献立作成による避難者の栄養管理 ・食物アレルギー等の相談窓口 ・炊き出し等への対応 など 	<p>避難行動要支援者支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携による支援体制の構築 ・要配慮者の避難所生活の支援に関するマニュアルづくり ・福祉避難所での支援等に関すること など 	<p>避難所以外の避難者支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所以外の避難者の把握及び情報提供 ・避難所以外の避難者への物資の配布等の仕組みづくり ・避難者への訪問調査に関すること など 	<p>堆積土砂撤去チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂撤去の優先箇所の検討及び除去の実施 ・（県、協定締結団体等）外部機関との調整 ・報告書作成等の連携、協力 など 	<p>災害相談窓口チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の運営方式の検討 ・窓口の設置 ・相談窓口の運営 など
(仮) チーム名	想定される業務															
<p>食事支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の確保（協定事業者含む） ・弁当や炊き出し等の献立作成による避難者の栄養管理 ・食物アレルギー等の相談窓口 ・炊き出し等への対応 など 															
<p>避難行動要支援者支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携による支援体制の構築 ・要配慮者の避難所生活の支援に関するマニュアルづくり ・福祉避難所での支援等に関すること など 															
<p>避難所以外の避難者支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所以外の避難者の把握及び情報提供 ・避難所以外の避難者への物資の配布等の仕組みづくり ・避難者への訪問調査に関すること など 															
<p>堆積土砂撤去チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂撤去の優先箇所の検討及び除去の実施 ・（県、協定締結団体等）外部機関との調整 ・報告書作成等の連携、協力 など 															
<p>災害相談窓口チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の運営方式の検討 ・窓口の設置 ・相談窓口の運営 など 															

1-3 避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルに基づいた運用

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧	備考欄								
1-3	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>第6 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の基本</p> <p>避難所運営は、「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」に準じて運営することを基本とし、災害が急性期(※)を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点で、市災害対策本部では避難所開設チームから避難所運営チームへ組織を移行し、避難者・市・施設管理者・ボランティア団体等が互いに協力しつつ、避難者同士が助け合いや協働の精神に基づき自主的な運営を目指す。</p> <p>※「災害が急性期を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点」の考え方 風、雨、水位が落ち着き、救助活動が概ね終了し、自宅等の被災により、避難所で1週間程度又はそれ以上避難生活を送る必要がある避難者(被災者)がいることが分かった時点。(内閣府の避難所運営ガイドラインの初動期と応急期に相当し、長くて3日以内を想定)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈避難所運営の基本的な考え方〉</p> <p>○自宅など、普段生活している場所で生活できず、住み慣れない避難所で生活せざるを得ないことによる心身の負担を極力軽減し、避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。</p> <p>○避難所以外にも避難者がいることを前提に、避難所においては、物資・食事・情報等を取りに来ることができ、避難者が相互に又は支援者等とつながる場としての役割を果たす。</p> <p>○避難所は災害による被害からの生活再建を考える場所でもあることから、必要な支援を通して生活再建を支える場としての役割を果たす。</p> </div>	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営事務</p> <p>教育部の派遣職員は避難所責任者となって、「避難所開設・運営マニュアル」により避難所を運営する。また、施設に勤務する職員は、避難所責任者に協力して事務を分担して遂行するとともに、教育部総務班は、自治会、ボランティア等へ避難所運営の協力を要請する。 なお、主な避難所運営の事務は次のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所運営の事務〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">受入れ者等の把握</td> <td>避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。</td> </tr> <tr> <td>水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給</td> <td>避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。</td> </tr> <tr> <td>運営の記録・報告</td> <td>避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。</td> </tr> <tr> <td>避難所開設後の避難誘導</td> <td>避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。</td> </tr> </table>	受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。	水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。	運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。	避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。	<p>震-138 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。										
水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。										
運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。										
避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。										
	<p>2 避難所の管理運営に係わる動員・配備体制</p> <p>避難所の運営職員は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。 可能な限り本部連絡員会議等で事前調整のうえ、避難所運営チーム長は避難所数、概ねの避難所運営期間、運営に必要な人数、部局ごとの動員人数等について本部会議等で示し、協議・決定する。 また、避難者受入れの状況により避難所の管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、県職員等から応援を求める。</p>	<p>2 避難所の開設及び管理運営に係わる応援体制</p> <p>教育部総務班長は、避難者受入れの状況により避難所の開設及び管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、他の部及び県職員から応援を求める。</p>	<p>震-139 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>								
	<p>3 避難所責任者の任命</p> <p>各避難所の運営職員のうち、原則として管理職1名を避難所責任者として市災害対策本部に諮り、本部長は災害対策本部会議の決定により、避難所責任者を任命する。</p>	<p>(新規)</p>	<p>震-139 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>								

No.	新	旧	備考欄
	<p>4 避難所運営委員会の設置 <u>避難所責任者は、避難所運営委員会を設置し、避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たる。</u> <u>避難所運営委員会は、避難所責任者、避難者の代表者、住民自治協議会・自主防災組織の役員、施設管理者、ボランティア・NPO法人の代表者等で構成し、次の取組を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難所運営委員会の役割〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の庶務及び統括 ・避難者の生活環境の整備 ・避難者への支援物資や食事の提供 ・避難者への健康及び福祉支援 ・定例会議（情報共有会議）の開催など運営従事者間の情報共有 ・上記の取組を行ううえで必要な避難所内のルールづくり ・その他、避難所運営委員会が必要と認めること </div> <p><u>また、必要に応じて避難所運営に専門性を有したボランティアの外部支援者等へ避難所運営の協力を要請する。</u></p>	<p>3 自主運営の促進 <u>避難所責任者は、各居住区域の班長を通じて、避難者等による避難所の自主運営について協力を求める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難者による自主運営〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知 ○物資の配布活動等の補助 ○居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ ○防疫・衛生活動等への協力 ○施設の保全管理 </div>	<p>震-139 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等 防災関係法令改正、防災 基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合</p>
(削除)		<p>4 要配慮者への支援 <u>教育部長は、避難所責任者を通じて、避難所生活における要配慮者の要望を把握し、これらの者への情報提供、介助支援に配慮するとともに、必要に応じて保健福祉部各班、保健所健康班に対して支援を要請する。</u> <u>保健福祉部福祉政策班は、必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者専用の福祉避難所への移送に関して調整を行う。</u> <u>また、必要に応じてホテル等宿泊施設の借り上げなどを検討し、市内の宿泊施設の管理者・所有者に、一時的な受入れの協力を要請する。</u></p> <p>5 飼養動物への対応 <u>飼養動物（以下「ペット動物」という。）を連れての避難の場合、避難所責任者は「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、避難者の居住区域へのペット動物の持込みは禁止し、グラウンドや屋根のあるテラス等にペット動物専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行わせる。</u> <u>なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペット動物にはあたらないため、避難者との同伴を認めるが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、要配慮者として配慮を行う。</u> <u>また、住民は平常時から、保健所で作成した「ペットの「災害対策」」などのリーフレットを読み、準備しておく。</u></p>	<p>その他</p>
	<p>6 長期化対策 <u>「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」を準用し、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u></p> <p><u>(1) プライバシー、男女のニーズ等への配慮</u> <u>避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等に配慮した施設・設備の設置、対策への配慮を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り ・授乳室 ・段ボールベッド、パーティション等 ・女性用品の女性による配布 ・男女別トイレ ・入浴施設 ・女性職員の配置 ・更衣室 ・女性専用の物干し場 </div> <p><u>(2) 健康・衛生管理</u> <u>被災者の健康維持のために、救護所を設置し、医師、看護師、保健師等による巡回、メンタルヘルスケア等</u></p>	<p>6 長期化対策 <u>教育部長は、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り ・授乳室 ・女性用品の女性による配布 ・男女別トイレ ・入浴施設 ・更衣室 ・女性専用の物干し場 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈健康・衛生管理〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・インフルエンザ等感染症予防 </div>	<p>震-139 防災関係法令改正、防災 基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p><u>に配慮する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈健康・衛生管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設置 ・ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・ 旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・ 暑さ・寒さ対策 ・ アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・ <u>新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症予防</u> ・ 清掃 </div> <p>(3) 防犯対策 <u>避難所の防犯対策として、避難者への周知、警備員の配置等の措置をとる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈防犯対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の防犯 ・ 関係者以外の立入り制限 ・ 警備員の配置 ・ 巡回警備 ・ 防犯ブザーの配布 </div> <p>(4) 報道対応 <u>避難所内への報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置等を行う。</u> <u>なお、報道対応は原則として避難所運営責任者が行う。</u></p> <p>(5) 女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策 <u>女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置</u> ・ <u>トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置</u> ・ <u>照明の増設</u> ・ <u>注意喚起のためのポスター掲示</u> ・ <u>警察、女性支援団体と連携した被害者の相談窓口情報の提供</u> </div> <p>(6) 入浴対策 <u>入浴ができない避難者のために、次の方法により入浴施設・設備を確保し、提供する。</u> <u>また、入浴施設への送迎車両（バス、タクシー）の確保及び運行を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自衛隊による入浴支援</u> ・ <u>循環型シャワーの設置</u> ・ <u>公的・民間の入浴施設の無料開放</u> </div> <p>(7) 二次避難（避難者のリフレッシュ） <u>避難者の心身の健康に配慮し、避難者がホテル、旅館等に宿泊できる二次避難（避難者のリフレッシュ）の制度を運用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃 ・ <u>し尿及びごみの適正処理</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈防犯対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の防犯 ・ 関係者以外の立入り制限 ・ 巡回警備 ・ 防犯ブザーの配布 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難長期化対策〉</p> <p>○ <u>プライバシー保護や男女のニーズの違い等に配慮した施設等の措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>間仕切り</u> ・ <u>男女別トイレ</u> ・ <u>更衣室</u> ・ <u>授乳室</u> ・ <u>入浴施設</u> ・ <u>女性専用の物干し場</u> ・ <u>女性用品の女性による配布</u> <p>○ <u>報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置</u></p> <p>○ <u>防犯対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>夜間の防犯</u> ・ <u>関係者以外の立入り制限</u> ・ <u>巡回警備</u> ・ <u>防犯ブザーの配布</u> <p>○ <u>健康・衛生管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>救護所の設置</u> ・ <u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回</u> ・ <u>旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防</u> ・ <u>暑さ・寒さ対策</u> ・ <u>アルコール依存症、メンタルヘルス等対策</u> ・ <u>インフルエンザ等感染症予防</u> ・ 清掃 ・ <u>し尿及びごみの適正処理</u> </div> <p><u>また、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊などの被災者に対しても、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p>	

長野市地域防災計画【風水害編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧	備考欄
1-3	<p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>第6 避難所の開設・受入れ</p>	<p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>第7 避難所の開設・受入れ</p>	

No.	新	旧	備考欄
	<p>1 避難所の選定 <u>避難所に使用する施設は、「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により事前に指定しておく。</u> <u>また、指定施設が使用できない等、必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u></p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ <u>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、所管区域において避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、開設し住民等の受入れを行うとともに、避難状況を本部に連絡する。</u></p> <p>3 避難所の開設 <u>本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、「長野市避難所開設マニュアル【風水害編】」に基づいて避難所開設チームは避難所を開設する。</u> <u>避難所開設チームは、避難所開設班を派遣し、避難所開設班は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。ただし、緊急の場合は施設管理者が避難所の開設を行い、施設に勤務する職員は避難所開設班及び施設管理者に協力する。</u> <u>なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全性を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。</u> <u>また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</u></p> <p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所開設班は、避難所開設チームへ次の事項を報告する。</u> <u>また、避難所開設チームは、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難所開設の報告事項〉</u></p> <p style="text-align: center;">○開設日時・場所 ○受入れ人員 ○その他必要事項</p> </div> <p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所開設班は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</u></p> <p>6 避難者の受入れ <u>避難所開設班は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者（避難指示等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む。）とし、居住区域を割り振る。</u> <u>なお、受入れる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。</u></p> <p>7 避難所の不足時の対応 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、総務部本部班の指示により、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</u> <u>特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する。</u></p>	<p><u>震災対策編 第3章 第11節 第4「避難所の開設・受入れ」に準ずる。(削除)</u></p>	<p>風一51～52 その他</p>

1-4 被災した観光地の復興

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害復旧計画】

No.	新	旧	備考欄						
1-4	<p>第7節 被災した観光地の復興</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被災した観光地に対する支援</td> <td>商工観光部観光振興課</td> </tr> <tr> <td>第2 観光事業者の対策</td> <td>観光事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。</p> <p>第1 被災した観光地に対する支援</p> <p>国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知する等、風評被害防止対策を推進する。</p> <p>また、被災した観光地の復旧状況等を正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。</p> <p>第2 観光事業者の対策</p> <p>観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況、復旧状況等を国内外に向けて情報発信する。</p>	項目	担当	第1 被災した観光地に対する支援	商工観光部観光振興課	第2 観光事業者の対策	観光事業者	(新設)	震-216 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
項目	担当								
第1 被災した観光地に対する支援	商工観光部観光振興課								
第2 観光事業者の対策	観光事業者								

2-1 要配慮者利用施設における対策の整理

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧	備考欄												
2-1	<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県、<u>施設管理者等</u>]</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、<u>地域防災計画にその名称及び所在地を定め、避難確保計画の作成、訓練の実施等の警戒避難体制の確立等、</u>防災体制の整備について指導する。 <u>○避難確保計画の作成支援及び確認</u> <u>○訓練の支援</u> ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練への支援 <u>市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成(変更)、ハザードマップを活用した避難訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</u> <u>なお、避難確保計画を作成・変更したときは市長へ報告する。</u></td> <td><u>保健福祉部高齢者活躍支援課</u> <u>保健福祉部障害福祉課</u> <u>保健福祉部福祉政策課</u> <u>こども未来部保育・幼稚園課</u> <u>こども未来部こども政策課</u> <u>こども未来部子育て家庭福祉課</u> <u>教育委員会学校教育課</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県、 <u>施設管理者等</u>]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、 <u>地域防災計画にその名称及び所在地を定め、避難確保計画の作成、訓練の実施等の警戒避難体制の確立等、</u> 防災体制の整備について指導する。 <u>○避難確保計画の作成支援及び確認</u> <u>○訓練の支援</u> ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練への支援 <u>市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成(変更)、ハザードマップを活用した避難訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</u> <u>なお、避難確保計画を作成・変更したときは市長へ報告する。</u>	<u>保健福祉部高齢者活躍支援課</u> <u>保健福祉部障害福祉課</u> <u>保健福祉部福祉政策課</u> <u>こども未来部保育・幼稚園課</u> <u>こども未来部こども政策課</u> <u>こども未来部子育て家庭福祉課</u> <u>教育委員会学校教育課</u>	<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県]</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施</td> <td><u>保健福祉部</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施	<u>保健福祉部</u>	<p>震-35 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等 長野市地域防災計画、長野県水防計画との整合 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課													
要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県、 <u>施設管理者等</u>]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、 <u>地域防災計画にその名称及び所在地を定め、避難確保計画の作成、訓練の実施等の警戒避難体制の確立等、</u> 防災体制の整備について指導する。 <u>○避難確保計画の作成支援及び確認</u> <u>○訓練の支援</u> ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練への支援 <u>市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成(変更)、ハザードマップを活用した避難訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</u> <u>なお、避難確保計画を作成・変更したときは市長へ報告する。</u>	<u>保健福祉部高齢者活躍支援課</u> <u>保健福祉部障害福祉課</u> <u>保健福祉部福祉政策課</u> <u>こども未来部保育・幼稚園課</u> <u>こども未来部こども政策課</u> <u>こども未来部子育て家庭福祉課</u> <u>教育委員会学校教育課</u>													
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課													
要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施	<u>保健福祉部</u>													

2-2 受援計画の反映

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧	備考欄
2-2	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第3 受援の調整等</p> <p>市は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣等、多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れる場合、効率的に応援活動が展開されるように、「<u>長野市受援計画</u>」に基づき次の措置を講じる。 <u>なお、消防部、上下水道部等は、別に定められた応援・受援体制で支援を受入れる。</u></p> <p>1 応援隊の受入れ</p> <p><u>企画政策部企画班（人的支援チーム）は、県や他市町村等からの職員の派遣が決定した場合、受入れ体制を整え、応援隊の活動状況を把握する。</u></p> <p><u>他市町村等から専門職員の派遣協力の申出があった場合には、受付後に各部へあつせんする。各部で派遣職員の受入れを行う場合には、同様の受入れ体制を整えるとともに、協力活動の状況を把握して企画政策部に随時報告する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈応援隊受入れ方法〉</u></p> <p>○連絡窓口・担当者の指定 ○作業計画の策定</p> <p>○必要な資機材の確保 ○受入れ拠点の確保（市内の公的建物から選定する）</p> <p>○費用の負担範囲</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（派遣職員の健康管理、マスク着用等の徹底のほか、会議室レイアウトの工夫、テレビ会議の活用等）</p> </div> <p>2 情報共有</p> <p><u>企画政策部企画班（人的支援チーム）は、応援団体や先遣隊に次の情報を提供する。</u></p> <p>また、国、県等から情報共有システムが提供された場合は、使用する職員等に対してシステムの操作研修等を速やかに行う。 (略)</p> <p>3 調整会議の開催</p> <p>複数の応援団体が同一の応急対策活動を実施する場合、企画政策部企画班（<u>人的支援チーム</u>）は、当該対策の担当班及び応援団体の責任者等が参加する調整会議等を企画し、各団体の活動範囲の調整、連携方法の協議等を実施する。 (略)</p> <p>4 受入拠点の確保</p> <p><u>企画政策部企画班（人的支援チーム）、保健福祉部介護保険班（物的支援チーム）、地域・市民生活部市民窓口班、会計部会計班は、応援隊の進出拠点及び物資の地域内輸送拠点の開設に当たり、緊急輸送道路の確保状況等を考慮しつつ、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設を優先して選定する。</u></p> <p>また、総務部本部班は、<u>応援隊の進出拠点や地域内輸送拠点を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入れの拠点となる施設の提供及び受け入れ活動の協力を要請する。</u></p> <p>5 その他</p> <p><u>総務部管財班は、応援隊や協力団体の車両が通行規制の除外となるように警察及び道路管理者等に要請するとともに、優先給油が受けられるよう措置する。</u></p>	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第3 受援の調整等</p> <p>市は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣、多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れる場合、効率的に応援活動が展開されるように次の措置を講じる。</p> <p>1 情報共有</p> <p><u>総務部本部班は、応援団体や先遣隊に次の情報を提供し、効果的な受援を促進する。</u></p> <p>また、国、県などから情報共有システムが提供された場合は、使用する職員等に対してシステムの操作研修等を速やかに行う。 (略)</p> <p>2 調整会議の開催</p> <p>複数の応援団体が同一の応急対策活動を実施する場合、企画政策部企画班は、当該対策の担当班及び応援団体の責任者等が参加する調整会議等を企画し、各団体の活動範囲の調整、連携方法の協議等を実施する。 (略)</p> <p>3 受入拠点の確保</p> <p><u>企画政策部企画班、保健福祉部介護保険班・生活支援班及び地域・市民生活部市民窓口班、会計班は、応援隊の受入拠点及び物資の輸送拠点の開設に当たり、緊急輸送道路の確保状況等を考慮しつつ、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設を優先して選定する。</u></p> <p>また、総務部本部班は、<u>受入拠点や輸送拠点を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入拠点となる施設の提供及び受け入れ活動の協力を要請する。</u></p> <p>4 その他</p> <p><u>財政部管財班は、応援隊や協力団体の車両が通行規制の除外となるように警察及び道路管理者等に要請するとともに、優先給油が受けられる措置する。</u></p>	<p>震-111 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p> <p>震-111 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p> <p>震-111~112 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p> <p>震-112 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p> <p>震-112 その他</p>

2-3 物資に関する記述の整理

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧	備考欄																		
2-3	<p>第12節 食料品の備蓄調達計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 <u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物質及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。</u></td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 <u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物質及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。</u>	総務部危機管理防災課	食料品の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	<p>第12節 食料品等の備蓄調達計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約71,800人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。<u>併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</u> また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品・生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約71,800人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 <u>併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</u> また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課	食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	震-44 令和3年度に実施した「防災アセスメント」調査結果 長野市地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																			
食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 <u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物質及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。</u>	総務部危機管理防災課																			
食料品の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																			
食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約71,800人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 <u>併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</u> また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課																			
食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																			
	<p>第14節 生活必需品等の備蓄調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで生活必需品等の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、生活必需品等を持ち出できない者等を想定して備蓄を実施する。更には防災備蓄倉庫の整備を計画的に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、生活必需品等を持ち出できない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 保健福祉部生活支援課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、生活必需品等を持ち出できない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課	生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 保健福祉部生活支援課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	<p>第14節 生活必需品の備蓄調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料品や生活必需品の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、食料を持ち出できない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。更には防災備蓄倉庫の整備を計画的に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の2食分の食料を備蓄する。加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品・生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の2食分の食料を備蓄する。加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課	食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	震-46 令和3年度に実施した「防災アセスメント」調査結果 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																			
生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、生活必需品等を持ち出できない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課																			
生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 保健福祉部生活支援課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																			
食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の2食分の食料を備蓄する。加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課																			
食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																			

No.	新		旧	備考欄	
	<p>支援物資受入れ体制の整備 [市] (新設)</p>	<p>支援物資を受入れて避難所に配送するため、物資受入れ体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物流事業者との協定締結及び見直し ○関係部局による専門チームの編成及び運用計画の検討 ○支援物資の受入れマニュアルの作成 	<p>総務部危機管理防災課 保健福祉部生活支援課 保健福祉部介護保険課</p>		

2-4 災害廃棄物処理計画の反映

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧	備考欄										
2-4	<p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物処理</p> <p>1 災害廃棄物処理体制の確立</p> <p>(1) 組織体制 環境部は、「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要に応じて部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。</p> <p>(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成 環境部廃棄物対策班・生活環境班は、災害廃棄物の発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物を処理する。 なお、次の表にある生活ごみ及び避難所ごみ並びに事業系一般廃棄物は、長野市一般廃棄物処理実施計画で定める方法で処理する。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈災害時に発生する廃棄物〉</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出されるもの）と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。</td> </tr> <tr> <td>生活ごみ</td> <td>家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ</td> </tr> <tr> <td>避難所ごみ</td> <td>避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出されるもの）と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	<p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 ごみの収集運搬・処理</p> <p>1 収集運搬・処理計画</p> <p>環境部廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班は、被害状況に応じた生活ごみの収集運搬・処理体制を早期に確立するため、処理施設、資機材等の被害状況、及び当面の収集運搬・処理能力を把握する。 地区別の被害状況、避難所等の設置状況に応じて、避難所受入れ者、住宅残留者等の排出量等を想定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。計画上次の点に留意する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>〈災害廃棄物処理実施計画の留意点〉</u></p> <p>○災害に伴って発生した廃棄物の種別ごとに計画し、最新の情報を基に随時見直しをする。</p> <p>○直接回収、集積所（臨時含む）・仮置場の配置や収集運搬ルート等について計画する。</p> <p>※仮置場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。</p> </div>	震-158 その他
区分	内容												
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出されるもの）と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。												
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ												
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの												
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水												
	<p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 仮置場の設置 災害廃棄物は、排出時に分別を徹底し、可能な限り資源化を推進することにより、処理・処分量を軽減する。 環境部生活環境班は、災害廃棄物の排出場所として被災地域内の空地等に一時的な集積所である「近隣仮置場」を設置する。 また、環境部廃棄物対策班は、近隣仮置場の排出量等の状況に応じて、一定期間、分別・仮置き・選別・破碎等を行うための一次・二次仮置場を設置する。</p> <p>(2) 収集・運搬処理 環境部生活環境班は、生活ごみの収集運搬を継続するため、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。 また、被災地や近隣仮置場からの収集運搬体制を速やかに確立するため、協定に基づき長野市委託清掃事業協同組合へ協力要請する。処理能力・収集体制が不足する場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく要請を行う。</p>	<p>2 臨時集積所・仮置場の設置</p> <p>環境部生活環境班は、被災時に既存の集積所が使用できない場合、地域と協議する中で、空き地や公園などを被災地内の臨時集積所として位置づける。 また、環境部廃棄物対策班は、臨時集積所の排出量等の状況に応じて、仮置場を設置する。 なお、臨時集積所への排出は、災害廃棄物処理実施計画で定める分別基準による。 環境部生活環境班・清掃センター班は、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。 なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市委託清掃事業協同組合への協力要請、又は県を通じて広域応援処理体制の要請を行う。</p>	震-158~159 その他										

No.	新	旧	備考欄
	<p>3 広報・相談 環境部環境保全温暖化対策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集方法・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、自主防災組織単位のごみの集積を住民・事業所等へ呼びかける。 また、住民からの問合せ等について対応する。</p>	<p>3 広報・相談 環境部環境政策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、自主防災組織単位のごみの集積を住民・事業所等へ呼びかける。 また、住民からの問合せ等について対応する。</p>	<p>震-159 その他</p>
	<p>4 事業系廃棄物処理の支援 環境部廃棄物対策班は、事業者の産業廃棄物等の処理事業者あつせん、作業の指導等を行う。</p>	<p>4 収集運搬・処理 <u>環境部生活環境班・清掃センター班は、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市委託清掃事業協同組合への協力要請、又は県を通じて広域応援処理体制の要請を行う。」</u> <u>また、環境部廃棄物対策班は、事業者の産業廃棄物等の処理事業者あつせん、作業の指導等を行う。</u> <u>次の点に留意して、適切に収集運搬・処理する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>〈ごみ収集運搬・処理の留意点〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、優先的に収集運搬・処理する。</u> ○<u>仮置場については、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒等を実施する。</u> ○<u>道路等に排出・放置されたごみは、関係各部及び応援団体等の協力により、仮置場へ搬送する。</u> ○<u>有害な廃棄物、産業廃棄物等の処理が困難な廃棄物については、県と協議し専門処理事業者や排出事業者等に協力を要請する。</u> </div>	<p>震-159 その他</p>

2-5 避難に関する記述の整理

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧	備考欄
2-5	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難の基本</p> <p>地震時における避難の基本方針は、次のとおりである。</p> <p>(1) 家族、地域で互いの安全、避難行動要支援者の安否、地域の危険性を確認する。</p> <p>(2) 自宅の被災、延焼火災の発生、がけ崩れにより危険な場合は、自主防災組織等の誘導により一時集合場所又は指定緊急避難場所に避難する。</p> <p>(3) 地域の危険が解消した場合は、自宅（耐震性が確保された建物）で生活を継続する。</p> <p>(4) 自宅が被災し居住できない場合は、指定避難所で生活する。</p> <p>※その他、安全な親戚・知人宅への避難、各自が確保したホテル・旅館での避難生活を行う。</p> <p>※やむを得ず、地域の自主避難所、テント等で生活する場合は、市に連絡する。</p> <p>(5) 要配慮者は、必要に応じて福祉避難所で生活する。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈避難の基本〉</u></p>	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>震-133~134 その他</p>
	<p>第2 避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 避難指示、緊急安全確保発令の条件</p> <p><u>避難指示、緊急安全確保を発令する場合は、次のとおりである。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 避難指示、緊急安全確保発令の時期</p> <p><u>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に発令を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>震-135 その他</p>
	<p>3 避難指示の内容</p> <p>本部長は、避難指示を発令するに当たり、次の事項を明確にする。</p> <p><u>ただし、住民に周知する場合にできるだけ理解しやすい内容とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 避難指示の内容</p> <p>本部長は、避難指示を発令するに当たり、次の事項を明確にする。</p> <p>(略)</p>	<p>震-135 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p>4 避難指示の解除 <u>本部長は、災害の状況に応じて、危険がないことが確認された地区の避難指示を解除する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	<p>震-135 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
	<p>5 住民への周知 <u>本部長は、避難指示、緊急安全確保を次の手段で住民に周知する。</u> <u>また、住民自治協議会については、支所長又は支所を通じて周知する。</u> <u>さらに、住民同士による声かけ等により避難行動を促す。</u> (1) <u>防災行政無線</u> (2) <u>広報車</u> (3) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u> (4) <u>防災メール、防災アプリ、ホームページ、SNS、緊急速報メール</u> (5) <u>「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ、テレビ放送</u> (6) <u>コミュニティ放送、ケーブルテレビ（状況によっては臨時災害放送局の開設）</u></p>	<p>4 住民への周知 (1) <u>本部長は、避難指示、緊急安全確保の内容を速やかに防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</u> <u>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</u> <u>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</u> (2) <u>本部長以外の指示者は、本部長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</u> (3) <u>本部長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるために定めた周知方法を、あらかじめ周知しておく。</u> (4) <u>避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、本部長は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。</u> (5) <u>本部長は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u> (6) <u>避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</u></p>	<p>震-135 その他</p>
	<p>(削除)</p>	<p>5 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 <u>市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</u> <u>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</u></p>	<p>その他</p>
	<p>第3 警戒区域の設定 1 実施者 本部長ほか次の者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止する。 (略)</p>	<p>第2 警戒区域の設定 1 実施者 本部長ほか次の者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止する。 (略) <u>なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、県が市に代わって行う。</u></p>	<p>震-135 その他</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p>第4 避難誘導活動</p> <p>1 避難誘導 自主防災組織・住民自治協議会等は、住民等を指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに誘導する。<u>市、消防、警察等は、誘導に協力する。</u> また、学校、保育園、その他多数の者が集まる施設の管理者は、施設の入所者等の避難誘導を行う。</p>	<p>第3 避難誘導活動</p> <p>1 避難誘導 <u>地域・市民生活部支所班、消防部消防署班など担当各班、警察署、消防団、</u>自主防災組織・住民自治協議会等は、<u>各機関で協力し、誘導経路により</u>住民等を指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに誘導する。 また、学校、保育園、その他多数の者が集まる施設の管理者は、施設の入所者等の避難誘導を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難誘導時の留意事項〉</u></p> <p><u>(ア) 誘導の優先順位</u> ○高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。</p> <p><u>(イ) 誘導の方法</u> ○誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 ○誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。 ○危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 ○浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 ○誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ○高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p> <p>○市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。 ○災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ○夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 ○誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p> <p><u>(ウ) 避難時の携帯品</u> ○避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限（現金、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。</p> </div>	<p>震-136 その他</p>
<p>(削除)</p>		<p>2 避難行動 <u>避難者は、近隣の住民と助け合い、安全かつ速やかな避難行動を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難行動の留意事項〉</u></p> <p>○自治会単位等で、近所の空地に一時集合場所に集合し、近隣の安否確認に努め、集団で指定緊急避難場所へ避難する。 このとき、自宅の電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとる。 なお、この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。 ○近隣の要配慮者の安全や、傷病者がいないか確認し、避難の支援に努める。 ○携行品は、避難行動に支障のない程度のものとする。 ○動物を引き連れて入園することを禁止している公園でも、災害時は入園することができる。</p> </div>	<p>その他</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p>2 避難行動要支援者の避難支援 <u>市は、避難支援等関係者と連携し、避難地域における在宅の避難行動要支援者の安否、被災状況や避難の状況を確認する。</u> <u>また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>3 避難行動要支援者の把握 <u>保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難支援関係者と連携し、避難地域における在宅の避難行動要支援者の被災状況や避難の状況を確認する。</u> <u>また、必要に応じて避難のための車両を派遣するなど支援を行う。</u></p> <p><u>〈地震時の避難方法〉</u></p> <p><u>(図略)</u></p>	<p>震-137 その他</p>
	<p>第5 避難所の開設・受入れ (略) 2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、<u>所管区域において避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、開錠し住民等の受入れを行うとともに、避難状況を本部に連絡する。</u></p>	<p>第4 避難所の開設・受入れ (略) 2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難指示等の発令前に、指定避難所等に避難してきた住民等の受入れを行い、避難状況を本部に連絡する。</p>	<p>震-137 その他</p>
	<p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、<u>教育部総務班(避難所開設チーム)</u>は避難所を開設する。 <u>避難所開設チームは、避難所開設班を派遣し、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。</u> 応急危険度判定は、協定締結先である(公社)長野県建築士会ながの支部・更級支部の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、<u>避難所開設班</u>は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。 ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は<u>避難所開設班</u>及び施設管理者に協力する。 なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p>	<p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、教育部は避難所を開設する。 <u>教育部総務班は、教育部の職員を避難所に派遣し、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。</u> 応急危険度判定は、協定締結先である(一社)長野県建築士会長野支部・更級支部(以下「建築士会」という。)の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、<u>教育部の職員</u>は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。 ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は<u>派遣職員</u>及び施設管理者に協力する。 <u>なお、建築士会は、長野市内で震度5強以上が観測された場合は、長野市からの要請を待つことなく、避難所の応急危険度判定を実施する。</u> なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p>	<p>震-137 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
	<p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所開設班は、教育部総務班(避難所開設チーム)へ次の事項を報告する。</u> また、<u>避難所開設チームは、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報聴班を通じて住民等に広報する。</u></p>	<p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所を開設した職員は、教育部総務班へ次の事項を報告する。</u> また、<u>教育部総務班は、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報聴班を通じて住民等に広報する。</u></p>	<p>震-137 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
	<p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所開設班は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</u></p>	<p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所を開設した職員は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</u></p>	<p>震-137 その他</p>
	<p>6 避難者の受入れ <u>避難所開設班は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者(避難指示等を受けた者)、来訪者、帰宅困難者(途中の者を含む。)とし、次のように居住区域を割り振る。</u> <u>なお、受入れる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。</u></p>	<p>6 避難者の受入れ <u>教育部の派遣職員は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者(避難指示等を受けた者)、来訪者、帰宅困難者(途中の者を含む。)とし、次のように居住区域を割り振る。</u></p>	<p>震-138 その他 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>

No.	新	旧	備考欄								
	<p>7 避難所の不足時の対応 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、総務部本部班が<u>被災地域外の施設を含め</u>、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</p>	<p>7 避難所の不足時の対応 <u>応急危険度判定の結果、使用可能な避難所が不足する場合は</u>、総務部本部班がその他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</p>	<p>震-138 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>								
	<p>第6 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の基本 避難所運営は、「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」に準じて運営することを基本とし、災害が急性期（※）を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点で、市災害対策本部では避難所開設チームから避難所運営チームへ組織を移行し、避難者・市・施設管理者・ボランティア団体等が互いに協力しつつ、避難者同士が助け合いや協働の精神に基づき自主的な運営を目指す。</p> <p>※「災害が急性期を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点」の考え方 風、雨、水位が落ち着き、救助活動が概ね終了し、自宅等の被災により、避難所で1週間程度又はそれ以上避難生活を送る必要がある避難者（被災者）がいることが分かった時点。（内閣府の避難所運営ガイドラインの初動期と応急期に相当し、長くて3日以内を想定）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈避難所運営の基本的な考え方〉</p> <p>○自宅など、普段生活している場所で生活できず、住み慣れない避難所で生活せざるを得ないことによる心身の負担を極力軽減し、避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。</p> <p>○避難所以外にも避難者がいることを前提に、避難所においては、物資・食事・情報等を取りに来ることができ、避難者が相互に又は支援者等とつながる場としての役割を果たす。</p> <p>○避難所は災害による被害からの生活再建を考える場所でもあることから、必要な支援を通して生活再建を支える場としての役割を果たす。</p> </div>	<p>第5 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営事務 教育部の派遣職員は避難所責任者となって、「避難所開設・運営マニュアル」により避難所を運営する。 また、施設に勤務する職員は、避難所責任者に協力して事務を分担して遂行するとともに、教育部総務班は、自治会、ボランティア等へ避難所運営の協力を要請する。 なお、主な避難所運営の事務は次のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所運営の事務〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">受入れ者等の把握</td> <td style="padding: 5px;">避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給</td> <td style="padding: 5px;">避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運営の記録・報告</td> <td style="padding: 5px;">避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">避難所開設後の避難誘導</td> <td style="padding: 5px;">避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。</td> </tr> </table>	受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。	水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。	運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。	避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。	<p>震-138 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。										
水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。										
運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。										
避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。										
	<p>2 避難所の管理運営に係わる動員・配備体制 避難所の運営職員は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。 可能な限り本部連絡員会議等で事前調整のうえ、避難所運営チーム長は避難所数、概ねの避難所運営期間、運営に必要な人数、部局ごとの動員人数等について本部会議等で示し、協議・決定する。 また、避難者受入れの状況により避難所の管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、県職員等から応援を求める。</p>	<p>2 避難所の開設及び管理運営に係わる応援体制 教育部総務班長は、避難者受入れの状況により避難所の開設及び管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、他の部及び県職員から応援を求める。</p>	<p>震-139 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>								
	<p>3 避難所責任者の任命 各避難所の運営職員のうち、原則として管理職1名を避難所責任者として市災害対策本部に諮り、本部長は災害対策本部会議の決定により、避難所責任者を任命する。</p>		<p>震-139 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>								

No.	新	旧	備考欄
	<p>4 避難所運営委員会の設置 <u>避難所責任者は、避難所運営委員会を設置し、避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たる。</u> <u>避難所運営委員会は、避難所責任者、避難者の代表者、住民自治協議会・自主防災組織の役員、施設管理者、ボランティア・NPO法人の代表者等で構成し、次の取組を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難所運営委員会の役割〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の庶務及び統括 ・避難者の生活環境の整備 ・避難者への支援物資や食事の提供 ・避難者への健康及び福祉支援 ・定例会議（情報共有会議）の開催など運営従事者間の情報共有 ・上記の取組を行ううえで必要な避難所内のルールづくり ・その他、避難所運営委員会が必要と認めること </div> <p><u>また、必要に応じて避難所運営に専門性を有したボランティアの外部支援者等へ避難所運営の協力を要請する。</u></p>	<p>3 自主運営の促進 <u>避難所責任者は、各居住区域の班長を通じて、避難者等による避難所の自主運営について協力を求める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難者による自主運営〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知 ○物資の配布活動等の補助 ○居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ ○防疫・衛生活動等への協力 ○施設の保全管理 </div>	<p>震-139 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等 防災関係法令改正、防災 基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合</p>
(削除)		<p>4 要配慮者への支援 <u>教育部長は、避難所責任者を通じて、避難所生活における要配慮者の要望を把握し、これらの者への情報提供、介助支援に配慮するとともに、必要に応じて保健福祉部各班、保健所健康班に対して支援を要請する。</u> <u>保健福祉部福祉政策班は、必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者専用の福祉避難所への移送に関して調整を行う。</u> <u>また、必要に応じてホテル等宿泊施設の借り上げなどを検討し、市内の宿泊施設の管理者・所有者に、一時的な受入れの協力を要請する。</u></p> <p>5 飼養動物への対応 <u>飼養動物（以下「ペット動物」という。）を連れての避難の場合、避難所責任者は「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、避難者の居住区域へのペット動物の持込みは禁止し、グラウンドや屋根のあるテラス等にペット動物専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行わせる。</u> <u>なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペット動物にはあたらないため、避難者との同伴を認めるが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、要配慮者として配慮を行う。</u> <u>また、住民は平常時から、保健所で作成した「ペットの「災害対策」」などのリーフレットを読み、準備しておく。</u></p>	<p>その他</p>
	<p>5 長期化対策 <u>「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」を準用し、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u></p> <p><u>(1) プライバシー、男女のニーズ等への配慮</u> <u>避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等に配慮した施設・設備の設置、対策への配慮を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り ・授乳室 ・段ボールベッド、パーティション等 ・女性用品の女性による配布 ・男女別トイレ ・入浴施設 ・女性職員の配置 ・更衣室 ・女性専用の物干し場 </div> <p><u>(2) 健康・衛生管理</u> <u>被災者の健康維持のために、救護所を設置し、医師、看護師、保健師等による巡回、メンタルヘルスクア等</u></p>	<p>6 長期化対策 <u>教育部長は、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り ・授乳室 ・女性用品の女性による配布 ・男女別トイレ ・入浴施設 ・更衣室 ・女性専用の物干し場 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈健康・衛生管理〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・インフルエンザ等感染症予防 </div>	<p>震-139 防災関係法令改正、防災 基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p><u>に配慮する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈健康・衛生管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設置 ・ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・ 旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・ 暑さ・寒さ対策 ・ アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・ <u>新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症予防</u> ・ 清掃 </div> <p>(3) <u>防犯対策</u> <u>避難所の防犯対策として、避難者への周知、警備員の配置等の措置をとる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈防犯対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の防犯 ・ 関係者以外の立入り制限 ・ <u>警備員の配置</u> ・ 巡回警備 ・ 防犯ブザーの配布 </div> <p>(4) <u>報道対応</u> <u>避難所内への報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置等を行う。</u> <u>なお、報道対応は原則として避難所運営責任者が行う。</u></p> <p>(5) <u>女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策</u> <u>女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置</u> ・ <u>トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置</u> ・ <u>照明の増設</u> ・ <u>注意喚起のためのポスター掲示</u> ・ <u>警察、女性支援団体と連携した被害者の相談窓口情報の提供</u> </div> <p>(6) <u>入浴対策</u> <u>入浴ができない避難者のために、次の方法により入浴施設・設備を確保し、提供する。</u> <u>また、入浴施設への送迎車両（バス、タクシー）の確保及び運行を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自衛隊による入浴支援</u> ・ <u>循環型シャワーの設置</u> ・ <u>公的・民間の入浴施設の無料開放</u> </div> <p>(7) <u>二次避難（避難者のリフレッシュ）</u> <u>避難者の心身の健康に配慮し、避難者がホテル、旅館等に宿泊できる二次避難（避難者のリフレッシュ）の制度を運用する。</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃 ・ <u>し尿及びごみの適正処理</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈防犯対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の防犯 ・ 関係者以外の立入り制限 ・ 巡回警備 ・ 防犯ブザーの配布 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難長期化対策〉</p> <p>○ <u>プライバシー保護や男女のニーズの違い等に配慮した施設等の措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>間仕切り</u> ・ <u>男女別トイレ</u> ・ <u>更衣室</u> ・ <u>授乳室</u> ・ <u>入浴施設</u> ・ <u>女性専用の物干し場</u> ・ <u>女性用品の女性による配布</u> <p>○ <u>報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置</u></p> <p>○ <u>防犯対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>夜間の防犯</u> ・ <u>関係者以外の立入り制限</u> ・ <u>巡回警備</u> ・ <u>防犯ブザーの配布</u> <p>○ <u>健康・衛生管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>救護所の設置</u> ・ <u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回</u> ・ <u>旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防</u> ・ <u>暑さ・寒さ対策</u> ・ <u>アルコール依存症、メンタルヘルス等対策</u> ・ <u>インフルエンザ等感染症予防</u> ・ <u>清掃</u> ・ <u>し尿及びごみの適正処理</u> <p><u>また、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊などの被災者に対しても、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p> </div>	
	<p>6 <u>新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難対策</u> <u>国のガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症等の対策を行う。</u></p>		<p>震一140 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正</p>
	<p>第7 <u>避難所以外の被災者等の把握及び支援</u></p> <p>1 <u>避難所以外の被災者の把握</u> 地域・市民生活部市民窓口班は、親戚・知人宅、車中泊等の避難所以外の被災者を把握するために、企画政策部広報広聴班を通じて、市のホームページ、テレビ、ラジオ、他の自治体等を通じて市への届出を呼びかけ、</p>	<p>第6 <u>被災者等の把握と的確な情報伝達</u></p> <p>1 <u>避難所以外の避難者の把握</u> 地域・市民生活部市民窓口班は、親戚・知人宅、車中泊からの様々な手続の案内等を配送するため、企画政策部広報広聴班を通じて、市のホームページ、テレビ、ラジオ、他の自治体等を通じて市への届出を呼びかけ、</p>	<p>震一140 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p><u>その所在を把握する。</u> <u>また、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書発行手続き、避難所での炊き出し等の活動時に、避難先、住まいの状況を把握する。</u></p>	<p><u>避難所以外に避難した住民</u>の所在を把握する。</p>	<p>野県水防計画との整合</p>
	<p>2 自主避難所の把握 <u>自主避難所の開設状況は、住民組織から支所等に連絡することを基本とする。</u> <u>地域活動支援班及び支所班は、自主避難所の開設状況及び避難者の状況を把握し、災害対策本部に連絡する。</u></p> <p>3 生活支援 <u>地域活動支援班及び支所班並びに関係各班は、避難所外の被災者に対して食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回、健康相談等の保健医療サービスの提供等、避難所と同等の生活支援に努める。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>震一140～141 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等 防災関係法令改正、防災 基本計画等の修正</p>
	<p>4 被災者等への的確な情報提供 企画政策部広報聴班は、被災者に対し被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。 さらに、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 なお、情報提供の方法は第27節のとおりとする。</p>	<p>2 被災者等への的確な情報提供 企画政策部広報聴班は、被災者に対し被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う<u>など</u>、適切に情報提供がなされるよう努める。 さらに、要配慮者、在宅<u>での</u>避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 なお、情報提供の方法は第27節のとおりとする。</p>	<p>震一141 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合</p>
	<p>第8 帰宅困難者への措置</p> <p>1 観光客・滞留旅客対策 <u>企画政策部交通政策班は、交通機関の運行状況等の交通情報を収集する。</u> 商工観光部観光振興班は、帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等について、観光協会、観光組合等の団体、交通機関と連携して、被害状況、帰宅情報の周知及び県との協定に基づきスーパーマーケット等において支援を受けられる旨の周知を行う。 また、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に受入れについて協力を要請する。</p> <p>2 道路通行止めによる帰宅困難者対策 <u>地域生活部支所班は、雨量等の道路通行止めにより帰宅困難となったドライバー等のため、一時的に公共施設を一時滞在施設として開設し、被害状況、帰宅情報の提供等、必要な支援を行う。</u></p> <p>第9 (略)</p>	<p>第7 帰宅困難者への措置</p> <p><u>都市整備部交通政策班は、交通機関の運行状況等の交通情報を収集する。</u> <u>企画政策部秘書班、商工観光部観光振興班は、帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等について、観光協会、観光組合等の団体、交通機関と連携して、被害状況、帰宅情報の周知及び県との協定に基づきスーパーマーケット等において支援を受けられる旨の周知を行う。</u> また、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に受入れについて協力を要請する。</p>	<p>震一141 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
	<p>第10 広域避難及び広域一時滞在</p> <p>1 広域避難 <u>市長(本部長)は、災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定整</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>震一142 防災関係法令改正、防災 基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p><u>急避難場所の提供等の必要がある場合、広域避難を実施する。</u></p> <p>(1) <u>調整</u> 総務部本部班は、<u>県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u> <u>なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p>(2) <u>広域避難の実施</u> <u>あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。</u></p>		<p>野県水防計画との整合</p>
	<p>2 広域一時滞在 市長（本部長）は、<u>災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要である場合、広域一時滞在を実施する。</u></p> <p>(1) <u>調整</u> 総務部本部班は、<u>県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u> <u>なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p>(2) <u>広域的避難収容活動の実施</u> <u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</u></p>	<p>1 広域一時滞在 市長（本部長）は、<u>災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。</u></p> <p>(1) <u>広域一時滞在の要請</u> 総務部本部班は、<u>県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。</u> <u>また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。</u></p>	<p>震一142 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>

2-6 ボランティア活動の環境整備、受入れ体制

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧	備考欄																								
2-6	<p>第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったNPO、NGO等の災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]</td> <td> ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 ○行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。 </td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]</td> <td> ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成 </td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体とのネットワークの形成 [市]</td> <td> ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた検討を行う。 ○意見交換の場づくり ○自立的に機能を発揮できる体制の整備 ○平時からボランティア団体等と連携を図る </td> <td>総務部危機管理防災課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 ○行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。	保健福祉部福祉政策課	ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課	ボランティア団体とのネットワークの形成 [市]	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた検討を行う。 ○意見交換の場づくり ○自立的に機能を発揮できる体制の整備 ○平時からボランティア団体等と連携を図る	総務部危機管理防災課 各部課	<p>第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]</td> <td> ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 </td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]</td> <td> ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成 </td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課	ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課	(新設)			震-73 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 ○行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。	保健福祉部福祉政策課																									
ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課																									
ボランティア団体とのネットワークの形成 [市]	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた検討を行う。 ○意見交換の場づくり ○自立的に機能を発揮できる体制の整備 ○平時からボランティア団体等と連携を図る	総務部危機管理防災課 各部課																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課																									
ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課																									
(新設)																											

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧	備考欄											
2-6	<p>第37節 ボランティアの受入れ体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</td> <td>長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班、総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>第2 ボランティアの受入れ体制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班、総務部危機管理防災課	第2 ボランティアの受入れ体制		<p>第37節 ボランティアの受入れ体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ボランティアニーズの把握と要請</td> <td rowspan="2">長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班</td> </tr> <tr> <td>第2 ボランティアの受入れ体制</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 ボランティアニーズの把握と要請	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班	第2 ボランティアの受入れ体制	震-190 その他
項目	担当													
第1 ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班、総務部危機管理防災課													
第2 ボランティアの受入れ体制														
項目	担当													
第1 ボランティアニーズの把握と要請	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班													
第2 ボランティアの受入れ体制														

No.	新	旧	備考欄
	<p>第1 ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</p> <p><u>市内の広域に亘る災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携してボランティアニーズの把握を行う。保健福祉部福祉政策班は、市社協を通じてボランティアの募集を行うとともに、必要に応じてボランティア団体に協力を要請する。</u></p> <p><u>局所的な災害が発生し、地域による復旧・支援活動が困難で、被災地域においてボランティアニーズがある場合は、本部班（総務部危機管理防災課）が相談を受け、保健福祉部福祉政策班が市社協と連携して地域における支援活動等を調整する。</u></p> <p>第2 ボランティアの受入れ体制</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p><u>市は、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）の設置場所を決定する。</u></p> <p><u>市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）、ボランティア団体等と協力して、センターを設置し、センター長を置き運営する。</u></p> <p>また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資器材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。</p> <p>センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、<u>関係機関及び中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織）との連絡調整等</u>を行う。</p> <p>2 ボランティア活動調整</p> <p>保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センターとボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。</p> <p>（略）</p>	<p>第1 ボランティアニーズの把握と要請</p> <p><u>大規模な災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携して（略）</u></p> <p>第2 ボランティアの受入れ体制</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等と協力して、<u>ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）を設置し、センター長を置く。</u></p> <p>また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資器材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。</p> <p>センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、<u>関係機関との連絡調整など</u>を行う。</p> <p>2 ボランティア活動調整</p> <p>保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センター長とボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。</p> <p>（略）</p>	<p>震一190 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>

2-7 義援物資について

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧	備考欄						
2-7	<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 生活必需品の調達・供給</td> <td>保健福祉部介護保険班・生活支援班、</td> </tr> <tr> <td>第2 物資の受入れ</td> <td>総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、</td> </tr> </tbody> </table> <p>保健福祉部生活支援班は、生活必需品の必要量を把握し、調達・輸送・配布に至るまでの配給計画を策定し、配給を行う。 また、保健福祉部介護保険班は、救援物資の受領及び保管を行う。 <u>さらに、業務分掌に基づき関係班による物資全体を総括する物的支援チームを設置し、対応に当たる。</u></p>	項目	担当	第1 生活必需品の調達・供給	保健福祉部介護保険班・生活支援班、	第2 物資の受入れ	総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、	<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>保健福祉部生活支援班は、生活必需品の必要量を把握し、調達・輸送・配布に至るまでの配給計画を策定し、配給を行う。 また、保健福祉部介護保険班は、救援物資の受領及び保管を行う。</p>	<p>震-151 その他 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
項目	担当								
第1 生活必需品の調達・供給	保健福祉部介護保険班・生活支援班、								
第2 物資の受入れ	総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、								
	<p>第1 生活必需品の調達・供給</p> <p>3 配給品目 配給品目は、次の品目を目安とし、状況に応じて決定する。 (略) <u>なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u></p>	<p>3 配給品目 配給品目は、次の品目を目安とし、状況に応じて決定する。 (略)</p>	<p>震-151 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>						
	<p>第2 物資の受入れ</p> <p>1 物資輸送拠点の開設 <u>保健福祉部介護保険班は、物資等の搬入、配送について、幹線道路を考慮して輸送拠点を開設し、救援物資の受入れ・保管・仕分け等、また、指定避難所等への物資の配送拠点としての機能を確保する。</u> <u>また、地区内配送のための拠点として物資配送サブセンターを設ける。</u> (略) <u>なお、大量の物資を受入れる必要がある場合は、物流事業者との協定に基づき、物流事業者の施設を活用する。</u></p> <p>2 物資の要請 <u>保健福祉部生活支援班、介護保険班は、物資を県（国）、協定事業者及び相互応援協定を締結する自治体に要請するほか、企業・団体からの義援物資を受入れる。</u> <u>物資の受入れの方針は、次のとおりとし、HP、SNS等で周知を図る。</u> <u>また、報道機関を通じて、物資の要請・募集を行わないものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>〈物資受入れの方針〉</u></p> <p>○個人からの物資及び中古品は、受け入れない。</p> <p>○自治体、企業・団体等からのまとまった量の救援物資は、供給の申し出を登録し、市が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。</p> <p>○生鮮品等の保存期間が短い食品は、受け入れない。</p> </div>	<p>(新規)</p>	<p>震-152 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>						

No.	新	旧	備考欄
	<p><u>3 物資の受入れ・管理・配送</u> <u>保健福祉部介護保険班、生活支援班は、物資の受入れから配送までの作業を民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、物流事業者との協定により委託する。</u> <u>また、関係班で構成する専門チーム及び物流事業者とで調整を行い、一連の作業を管理する。</u></p>		

2-8 タイムラインについて

長野市地域防災計画【風水害対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧	備考欄																					
2-8	<h4>第1節 風水害に強いまちづくり</h4> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害に強いまちづくりの推進 [市、<u>県</u>、電気通信事業者、<u>河川管理者</u>、<u>下水道管理者</u>等]</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水時行動マニュアル等の検討、整備</td> <td> 想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川等の氾濫に対応する洪水ハザードマップ、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップの普及に努め、<u>防災行動計画(タイムライン)</u>に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○<u>広報紙、市ホームページ、市政出前講座等による洪水ハザードマップの広報・普及</u> ○<u>長野市洪水タイムライン、千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムラインを踏まえた防災訓練の実施と、その検証及び見直し</u> ○<u>住民の防災行動計画であるマイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの作成支援</u> </td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td><u>浸水想定区域内の施設の体制</u> [市、施設所有者・管理者](<u>新設</u>)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>県</u> 、電気通信事業者、 <u>河川管理者</u> 、 <u>下水道管理者</u> 等]	(略)		洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川等の氾濫に対応する洪水ハザードマップ、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップの普及に努め、 <u>防災行動計画(タイムライン)</u> に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○ <u>広報紙、市ホームページ、市政出前講座等による洪水ハザードマップの広報・普及</u> ○ <u>長野市洪水タイムライン、千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムラインを踏まえた防災訓練の実施と、その検証及び見直し</u> ○ <u>住民の防災行動計画であるマイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの作成支援</u>	総務部危機管理防災課	<u>浸水想定区域内の施設の体制</u> [市、施設所有者・管理者](<u>新設</u>)	(略)		<h4>1節 風水害に強いまちづくり</h4> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害に強いまちづくりの推進 [市、<u>各</u>電気通信事業者]</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水時行動マニュアル等の検討、整備</td> <td> 想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川<u>など</u>の氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ<u>長野市洪水タイムライン</u>に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○<u>「長野市洪水タイムライン」の普及</u> ○<u>「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」が提示した今後の課題を踏まえた洪水避難計画、洪水ハザードマップ、各種マニュアル等の検討、作成</u> ○<u>洪水タイムライン、洪水ハザードマップ等を踏まえた防災訓練並びにタイムライン、洪水ハザードマップ等の検証及び見直し</u> </td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>各</u> 電気通信事業者]	(略)		洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川 <u>など</u> の氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u> に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○ <u>「長野市洪水タイムライン」の普及</u> ○ <u>「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」が提示した今後の課題を踏まえた洪水避難計画、洪水ハザードマップ、各種マニュアル等の検討、作成</u> ○ <u>洪水タイムライン、洪水ハザードマップ等を踏まえた防災訓練並びにタイムライン、洪水ハザードマップ等の検証及び見直し</u>	総務部危機管理防災課	風-11~12 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>県</u> 、電気通信事業者、 <u>河川管理者</u> 、 <u>下水道管理者</u> 等]	(略)																							
洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川等の氾濫に対応する洪水ハザードマップ、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップの普及に努め、 <u>防災行動計画(タイムライン)</u> に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○ <u>広報紙、市ホームページ、市政出前講座等による洪水ハザードマップの広報・普及</u> ○ <u>長野市洪水タイムライン、千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムラインを踏まえた防災訓練の実施と、その検証及び見直し</u> ○ <u>住民の防災行動計画であるマイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの作成支援</u>	総務部危機管理防災課																						
<u>浸水想定区域内の施設の体制</u> [市、施設所有者・管理者](<u>新設</u>)	(略)																							
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>各</u> 電気通信事業者]	(略)																							
洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川 <u>など</u> の氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u> に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○ <u>「長野市洪水タイムライン」の普及</u> ○ <u>「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」が提示した今後の課題を踏まえた洪水避難計画、洪水ハザードマップ、各種マニュアル等の検討、作成</u> ○ <u>洪水タイムライン、洪水ハザードマップ等を踏まえた防災訓練並びにタイムライン、洪水ハザードマップ等の検証及び見直し</u>	総務部危機管理防災課																						